平成２８年（フ）第１５８号
佐賀県鳥栖市藤木町1143番地１
債務者　松雪みさき
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤研一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
佐賀県小城市小城町岩蔵3142番地
債務者　冬野健二郎
１　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日野　和仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
佐賀県鳥栖市原町1010番地２　原町県営住宅３棟12
債務者　中川　順仁
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　茂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
佐賀県鳥栖市原町1010番地２　原町県営住宅３棟12
債務者　中川エミ子（旧姓**德**久・野嵜）
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　茂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
佐賀県小城市牛津町牛津595番地２
債務者　染矢塗装店こと　染矢　久雄
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田代　英毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後３時
５　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
熊本市北区清水新地６丁目９番２号　岩本アパート101号室
債務者　白柿　四郎
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２０２号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山26番地９
債務者　田中　宗明
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３４３１号
大阪府吹田市江坂町５－７－14　シャトー緑地公園401号室、住民票上の住所大阪府吹田市江坂町２丁目25番32号
債務者　奥山　昇治
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５３４号
大阪府八尾市神宮寺５丁目43番地の16
債務者　**兼**野　弥砂
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１４号
大阪府豊中市大黒町１丁目５番27号　201号、前住所大阪府豊中市大黒町１丁目３番19号
債務者　若松　久美
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２９号
大阪市西淀川区佃１丁目３番９号　セトル佃603号室
債務者　吉田美恵子（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６７号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ26―302号
債務者　吉永　和子
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６８号
大阪府東大阪市源氏ケ丘２番10号ラ・クール源氏ヶ丘２Ｄ号
債務者　仲島　竹弘
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９号
和歌山県田辺市稲成町247－４プリシェールＹ＆Ｉ　105号、住民票上の住所和歌山県田辺市高雄３丁目16番８号
債務者　平松　義晴
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１１４９号
名古屋市港区西福田５丁目1216番地　ステラコート202号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下山119番地５　ラドーニタワー蟹江504号
債務者　竹内　慎志
１　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９号
島根県大田市三瓶町池田207番地
債務者　土本　一恵
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
松江地方裁判所出雲支部